

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公表番号】特表2018-522501(P2018-522501A)

【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-504978(P2018-504978)

【国際特許分類】

H 04 W 76/22 (2018.01)

H 04 W 12/08 (2009.01)

【F I】

H 04 W 76/22

H 04 W 12/08

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月5日(2019.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスにおいて実行可能な方法であって、

ネットワークノードとの無線リンクを開始するステップと、

前記デバイスの接続性論理コンテキストを使用して前記ネットワークノードとの前記無線リンク上での接続性サービングノードとの接続性コンテキストを確立するステップと、

前記デバイスの第1の論理コンテキストを使用して前記ネットワークノードとの前記無線リンク上での第1のサービス管理エンティティ(SME)との第1のサービスコンテキストを確立するステップと

を備え、

前記第1の論理コンテキストが前記接続性論理コンテキストとは別個である、方法。

【請求項2】

前記接続性コンテキストが前記デバイスの前記接続性論理コンテキストと関連付けられる証明書の第1のセットに基づいて確立され、前記第1のサービスコンテキストが前記デバイスの前記第1の論理コンテキストと関連付けられる証明書の第2のセットに基づいて確立され、証明書の前記第1のセットが証明書の前記第2のセットとは別個である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記デバイスの第2の論理コンテキストを使用して前記無線リンク上での第2のSMEとの第2のサービスコンテキストを確立するステップをさらに備え、

前記第2の論理コンテキストが、前記接続性論理コンテキストおよび前記第1の論理コンテキストとは別個である、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記デバイスのための前記接続性コンテキストおよび1つまたは複数のサービス接続と関連付けられるシグナリングトラフィックを前記無線リンク上で同時に多重化するステップをさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記無線リンク上で前記接続性コンテキストおよび1つまたは複数のサービス接続のうちの1つまたは複数を介してシグナリングトラフィックを送信および/または受信するステップをさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

デバイスであって、
ワイヤレスネットワークを通じて通信するための手段と、
ネットワークノードとの前記ワイヤレスネットワーク上の無線リンクを開始するための手段と、

前記デバイスの接続性論理コンテキストを使用して前記ネットワークノードとの前記ワイヤレスネットワーク上の前記無線リンク上の接続性サービスエンティティ(SME)との接続性コンテキストを確立するための手段と、

前記デバイスの第1の論理コンテキストを使用して前記ネットワークノードとの前記ワイヤレスネットワーク上の前記無線リンク上の第1のサービス管理エンティティ(SME)との第1のサービスコンテキストを確立するための手段と

を備え、

前記第1の論理コンテキストが前記接続性論理コンテキストとは別個である、
デバイス。

【請求項7】

接続性サービスエンティティにおいて実行可能な方法であって、
デバイスの接続性論理コンテキストに基づいて、接続性コンテキストのためのコンテキスト確立要求を前記デバイスから無線リンク上で受信するステップと、

前記コンテキスト確立要求を認証および認可するステップと、
前記デバイスにおいてインスタンス化される第1の論理コンテキストに基づいて、第1のサービスコンテキストのための第1のサービス接続要求を前記デバイスから受信するステップと、

前記第1のサービスコンテキストを使用して前記無線リンク上の前記デバイスのための第1のサービス接続を確立するステップと

を備え、

前記第1のサービスコンテキストが前記接続性コンテキストとは別個である、方法。

【請求項8】

前記第1のサービス接続を確立するステップが、
前記第1の論理コンテキストの識別情報に基づいて、第1のサービス管理エンティティ(SME)を選択または再選択するステップと、

第1のサービス接続要求を前記第1のSMEに送信するステップと
をさらに備える、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記無線リンク上で前記第1のサービス接続を通じて前記デバイスと前記第1のSMEとの間でシグナリングトラフィックを送信するステップをさらに備え、前記第1のサービス接続が、前記接続性コンテキストと関連付けられる複数の別個のサービス接続のうちの1つである、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記デバイスにおいてインスタンス化される前記デバイスの第2の論理コンテキストに基づいて、第2のサービスコンテキストのための第2のサービス接続要求を前記デバイスから受信するステップと、

前記第2のサービスコンテキストを使用して前記無線リンク上の前記デバイスのための第2のサービス接続を確立するステップと

をさらに備え、

前記第1のサービスコンテキスト、前記第2のサービスコンテキスト、および前記接続性コンテキストが別個のコンテキストである、

請求項8に記載の方法。

【請求項 1 1】

前記第2のサービス接続を確立するステップが、

前記第2の論理コンテキストの識別情報に基づいて、第2のSMEを選択または再選択するステップと、

第2のサービス接続要求を前記第2のSMEに送信するステップと
をさらに備える、請求項10に記載の方法。

【請求項 1 2】

デバイスの接続性論理コンテキストに基づいて、接続性コンテキストのためのコンテキスト確立要求を前記デバイスから無線リンク上で受信するための手段と、

前記コンテキスト確立要求を認証および認可するための手段と、

前記デバイスにおいてインスタンス化される第1の論理コンテキストに基づいて、第1のサービスコンテキストのための第1のサービス接続要求を前記デバイスから受信するための手段と、

前記第1のサービスコンテキストを使用して前記無線リンク上での前記デバイスのための第1のサービス接続を確立するための手段と

を備え、

前記第1のサービスコンテキストが前記接続性コンテキストとは別個である、接続性サーバーピングノード。

【請求項 1 3】

サービス管理エンティティ(SME)において実行可能な方法であって、

前記SMEにおいて、既存の接続性コンテキストに関連するデバイスの第1の論理コンテキストのためのサービス接続要求を前記デバイスから受信するステップと、

前記SMEにおいて前記サービス接続要求を認証および認可するステップと、

前記サービス接続要求の認証および認可が成功した場合に、前記デバイスの前記第1の論理コンテキストを使用して、第1のサービスコンテキストを確立するステップと
を備え、

前記第1のサービスコンテキストが前記既存の接続性コンテキストとは別個である、方法。

【請求項 1 4】

ネットワークを通じて通信するためのネットワーク通信回路と、

前記ネットワーク通信回路に結合される処理回路であって、

既存の接続性コンテキストに関連するデバイスの第1の論理コンテキストのためのサービス接続要求を前記デバイスから受信し、

前記サービス接続要求を認証および認可し、

前記サービス接続要求の認証および認可が成功した場合に、前記デバイスの第1の論理コンテキストを使用して、第1のサービスコンテキストを確立する

ように構成される、処理回路と

を備え、

前記第1のサービスコンテキストが前記既存の接続性コンテキストとは別個である、サービス管理エンティティ(SME)。

【請求項 1 5】

プロセッサによって実行されたとき、請求項1～5、7～10、および13のいずれか一項に記載の方法を実施するための命令を備える、コンピュータプログラム。